

< 解説 >

1 事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント（R A）対象物であるかを把握していますか。	化学物質を化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも「製造」に該当します。 令和 7 年 4 月 1 日、令和 8 年 4 月 1 日時点の R A 対象物はこちらのリストをご覧ください。 令和 9 年 4 月 1 に約 150 物質が追加される予定です。追加物質については、こちらのリストをご確認ください。 R7,R8 追加分  R9 追加分 
2 化学物質管理者を選任していますか。	令和 6 年 4 月 1 日から R A 対象物の製造・取扱事業場等において化学物質管理者を選任することが義務となっています。化学物質管理者は、化学物質の自律的な管理のキーパーソンです。 化学物質管理者の選任については、以下の Q&A の 10 ページに記載の No.2-1-1,2-2-2 をご確認ください。 化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関する Q & A 
3 R Aを実施していますか。	リスクアセスメントとは、作業による労働者への危険または健康障害を生じるおそのの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することです。 下の Q&A も参照してください。 Q1-1 なぜリスクアセスメントを行わなければならないのか。 Q1-2 リスクアセスメントはどのような手順で実施するのか。 厚生労働省では、RA の実施を支援するため業種別マニュアルの作成を進めています。 次のマニュアルに従って RA を実施した場合は、☐ に ☐ をつけてください。 ・業種・作業別マニュアル ・建設業における化学物質取り扱い作業におけるリスク管理マニュアル 業種・作業別マニュアル  建設業の業種・作業別マニュアル 
4 R Aの結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。	法令に講ずべき措置が定められている場合は、リスクアセスメントの結果に関わらず、定められた措置を必ず実施しなければなりません。 下の Q&A も参照してください。 Q12-1 リスクアセスメント実施後のリスク低減措置の実施は義務か。 Q12-2 リスクを低減するためにはどのような措置を講ずるべきか。 のマニュアルで定められたリスク低減措置を行った場合は、☐ に ☐ をつけてください。 

5	安全データシート（ＳＤＳ）とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。
	化学物質を取り扱う労働者が常時ＳＤＳを確認できるよう周知するほか、労働者に教育や周知を行う必要があります。 下のＱ&Ａも参照してください。 Ｑ15-1 入手した SDS を労働者に周知しなければならないか。 Ｑ15-2 ラベルや SDS の記載内容を労働者に教育する義務はあるか。 
6	（保護具を使用している場合） 保護具着用管理責任者を選任していますか。
	保護具着用管理責任者の選任については、以下のＱ&Ａの 11 ページ以降に記載の No.2-2-1,2-2-2 をご確認ください。 化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するＱ＆Ａ 
7	（化学物質の譲渡・提供を行っている場合） ラベル表示を行い、ＳＤＳ等による通知を行っていますか。
	化学物質を譲渡又は提供する者は、相手方にＳＤＳの交付等により危険有害性等を通知する必要があります。 下のＱ&Ａも参照してください。 Ｑ13-1 SDS はいつ交付しなければならないのか。 Ｑ13-2 ホームページで SDS を提供しても良いか。 